

平成20年10月14日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛
(コード 3890 大証第2部)
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久
(TEL 06 6933 1805)

当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、平成21年1月下旬開催予定の当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。)に係る基準日を、平成20年10月31日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、平成20年10月31日(金曜日)を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めるといたしましたので公告いたします。

なお、当社は、本種類株主総会を、平成20年9月4日から平成20年10月20日までを公開買付期間とする株式会社ゼネラルホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式及び新株予約権の取得を目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立を条件として開催することを予定しております。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1)基準日 | 平成20年10月31日(金) |
| (2)公告日 | 平成20年10月15日(水) |
| (3)公告方法 | 日本経済新聞 |
| (4)開催予定日 | 平成21年1月下旬開催予定の本定時株主総会と同日 |

2. 本株主総会の目的等について

本公開買付けが成立し、公開買付者が買付けを行った場合において、当社の発行済株式のうち当社が保有する自己株式を除いた全株式、及び当社が第三者に付与している全ての新株予約権の一部を取得できなかったときは、公開買付者は、本公開買付け後、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主及び

新株予約権者に対して当社株式及び新株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。また、当該株主総会において上記のご承認を頂きますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記乃至を同一の株主総会に付議し、上記を当該株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議することにより実施することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、当社の定時株主総会において、上記乃至を付議議案とすること及び上記を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催する予定です。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日及び場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせします。

以上